

平成30年9月定例会 防災対策特別委員会(付託)

平成30年10月3日(水)

[委員会の概要]

島田委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。(10時32分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

○台風第24号について(10月2日時点)(資料①)

○徳島県立南部防災館に係る指定管理者の応募状況について(資料②)

○平成30年台風第20号、第21号及び第24号に係る農林水産業被害状況等について(資料③)

○台風第21号に係る県土整備部関係の被害について(資料④)

朝日危機管理部長

危機管理部から2点、御報告を申し上げます。

お手元に御配付の資料1を御覧ください。9月30日に県内全域を暴風域に巻き込んだ、台風第24号につきましては、非常に強い勢力を保ったまま本県に接近し、大規模災害が発生する恐れがあることから、9月30日午前10時に待ち受ける形で災害対策本部を設置し、その翌日の10月1日午前9時20分に災害対策本部を解散いたしました。

資料の中段でございしますが、2の人的被害につきましては、いずれも軽傷でございしますが、徳島市、鳴門市、小松島市におきまして3名の方の被害が発生しております。

3、住家被害につきましては、床上浸水が1棟、床下浸水が31棟、一部損壊が1棟発生したところでございます。4、非住家被害につきましては、床上浸水が2棟、床下浸水が4棟、一部損壊が2棟発生いたしました。なお、5、農林水産関係被害及び6、公共土木施設の被害につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

今後、調査により被害の詳細が判明してまいりましたら、関係部局と緊密に連携をしながら、対応に万全を期してまいります。

次に、徳島県立南部防災館に係る指定管理者の応募状況について、御説明を申し上げます。お手元に御配付の資料2を御覧ください。

1の募集スケジュールにございまして、7月24日から、県のホームページに募集の概要を公表いたしますとともに、希望者に対し募集要項等を配布し、指定管理者の公募に必要な手続を、順次、行ったところでございまして、去る9月25日の申請書類の受付終了までに、2の応募状況に記載のとおり、1団体から申請がございました。

今後、指定管理候補者選定委員会における審査を経て、10月中旬に候補者を選定し、12月定例会に議案として提出いたしたいと考えております。

報告につきましては、以上であります。よろしく御審議のほどを、お願い申し上げます。

川合農林水産部長

農林水産部から1点、この際、御報告をさせていただきます。

お手元の資料3をお願いいたします。平成30年台風第20号、第21号及び第24号に係る、農林水産業の被害状況等についてでございます。まず、1ページでございます。

台風第20号の関係でございます。去る8月23日に上陸をいたしました、台風第20号に係る被害でございますが、総額としては約8,200万円ということでまとめております。内訳といたしまして、農業被害でございますが、農業用ハウスの被覆資材破損などの農業用施設被害が、計18か所で約1,000万円、なすの果実の擦れなどの農作物被害が、計37ヘクタールで約1,600万円、合計といたしまして約2,600万円の被害となっております。林業の被害でございますが、林道の法面崩壊が約2,000万円となっております。水産業被害につきましては、漁港施設の損壊など、水産業用施設被害が計9か所で約3,600万円となっております。

資料の2ページをお願いいたします。9月4日に本県に上陸をいたしました、台風第21号に係る被害でございますが、総額約11億1,000万円となっております。内訳といたしまして、まず農業被害でございますが、農業用ハウスの被覆資材破損などの農業用施設被害が、計285か所で約1億6,700万円、なすの果実の擦れなどの農作物被害が、計307ヘクタールで約1億3,500万円、合計といたしまして、約3億300万円の被害となっております。林業被害でございますが、林道の路肩崩壊などの林業用施設被害が、計25か所などをはじめといたしまして、全体として約1億5,900万円の被害となっております。水産業の被害でございます。漁港施設の損壊などの水産業用施設被害でございますが、漁港の防波堤損壊などをはじめといたしまして、全体で計27か所、約6億4,800万円の被害ということで、取りまとめをいたしております。

最後に、3ページをお願いいたします。去る9月30日に本県に最接近いたしました、台風第24号に係る被害でございますが、昨日10月2日時点の速報段階でございますが、農業用ハウスの被覆資材破損など、農業用施設被害が9か所、ブロッコリーの茎、葉といった損傷などの農作物被害、水産業共同利用施設の損壊が3か所確認されており、これらにつきましては、更に引き続き、被害状況の早期全容の把握に向けまして、取組を進めてまいります。

県といたしまして、これまでの対応状況でございますが、例えば農業共済組合に対しまして、共済金の早期支払の要請でありますとか、JAなどの関係団体と連携した農作物管理の事後の技術指導などを実施するとともに、災害復旧事業などにつきましても、速やかに着手できるよう、国の災害査定申請準備を進めるなど、対応を講じているところでございます。今後とも、関係機関と連携を図りながら、状況の調査・精査に努めるとともに、農林水産業の早期復旧に向け、しっかりと取り組んでまいります。

瀬尾政策監補兼県土整備部長

続きまして、県土整備部から1点、御報告をさせていただきます。

台風第21号に係る県土整備部関係の被害についてでございます。

お手元の資料4を御覧ください。先の事前委員会におきましては、平成30年7月豪雨及び台風第20号の被害状況について、御報告させていただきました。引き続き、本県に上陸した台風第21号による、県土整備部所管の公共土木施設の被害につきまして、御報告をさせていただきます。

10月3日現在ですけれども、河川では、八多川、日開谷川、海部川、穴吹川、東俣谷川の5か所、被害金額は約2億5,000万円です。道路につきましては、県道鳴門徳島自転車道線の1か所で、被害金額は約1,000万円となっております。これらの被災箇所につきましては、来月、国による災害査定を受ける準備を進めているところでございまして、災害復旧事業費の既決予算を活用し、早期復旧に努めてまいります。今後とも、県民の安全安心の確保に向け、国や市町村と連携を密にし、取り組んでまいります。

なお、平成30年7月豪雨に係る県土整備部所管の公共土木施設の被災箇所につきましては、今週月曜日から金曜日までの5日間、国による災害査定を、現在、受けているところでありまして、査定後は、速やかに工事発注を行い、被災箇所の早期復旧に努めてまいります。

また、9月30日に非常に強い勢力を保ったまま本県に接近し、県内全域を暴風域に巻き込んだ台風第24号による被害につきましては、現在、鋭意調査中でございます。

報告事項は、以上でございます。よろしくお願いたします。

島田委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

岡田委員

今、報告を頂きました台風第20号、第21号。そして、先月末から来ていた台風第24号。そして、今、また台風第25号が、今の予定では日本海のほうに入ってくるのですが、今まで、台風の進路の左側に入るほうが風が少ないというか、被害が少ないと言われていたのですが、今回、日本海側に入ってくると、徳島県はまた今度、逆に右側に入ることになって、今までにきた被害が大きかった台風が、あの進路で来ているように思いますので、また更に改めて警戒をしていただきたいなとお願いしたいと思います。それと今、被害の話をしてくださったのですけれども、この前の台風第24号で、鳴門では芋の収穫が終わった後、大根の苗を植えていたのですけれども、それが流れていったりということとか、地元の大津地区に至っては、今、次の台風が来るまでに、芋を一生懸命に掘る作業をされておりまして、それこそ農家の皆さん方も自衛策として、いろいろ対策をされているのですが、それを上回る風と雨と、そして毎週末台風が来ていますので、農作物ですので収穫する時期に合わせて皆さん苗付けをされていたりそれぞれの作業を段取り良くされています。

それでハウスにしても、イチゴの苗も植えていたのが飛んでいったというようなお話もあって、皆さん今まで調査してくださっている途中というか、実際現場としてはその被害状況も分かっていると思うので、是非、それぞれの対策をお願いしたいと思います。それともう一つ、いつもお願いしている里浦海岸のサイクリング道路の横にある、大体3キロ

メートルぐらいある防砂ネットというものを作ってくれていて、それは里浦海岸から来る砂を防ぐためのネットなんですけれど、度重なる台風で、あそこは大体、距離が3キロメートルあるので、なかなか一遍に修復してくれないというところもあって、予算の都合も分かるんですけれど、風と潮風が来るといふ部分と塩水が掛かるといふ部分と、それとあの辺りは本当に防ぐものが無いので、直接風が当たるといふ所であって、今回も非常に厳しい状況にあるのと同時に、また春が来たら、春一番が吹くと芋の苗を植えた時に全てが飛んでいくという被害も過去に何回もありましたので、そのあたりについて防砂ネットの現状と、今後の取組、修繕といふか改修といふかやり直してくれるのが一番希望なんですけれど、今後どのようにしてくださるのかといふことについてお伺いします。

久米運輸政策課長

今、岡田委員から鳴門の大手海岸の所の防砂ネットについての御質問を頂きました。鳴門市の里浦町の大手海岸は、撫養港海岸の岡崎・里浦地区、それから粟津港海岸の粟津地区ということになるかと思えますけれども、これにつきましては昭和56年から緩傾斜護岸として工事を進めております。平成14年に完成しているところでございますが、この整備に伴いまして、背後の農家の方とか、あるいは横は徳島自転車道になっておりますので、飛び砂によりまして被害があるといふことで、背後地を保護するといふことで、それにつきましては、昭和61年から高さが1.5メートルのネットを約3.4キロメートルにわたって設置しております。今お話がありましたように、これまでも風雨によってネットが破損するといふことで、破損した箇所につきましては、地元のJAさん、土地改良区さんとも話をしながら、緊急性の高い所から順次修繕してきたところでございます。さらに、昨年度からは長寿命化といふようなこともあって、壊れる頻度を落とすといふことで、より耐久性の高い支柱、これまでガスパイプみたいな物だったものを、今H鋼に切り替えていっているといふこと、あるいはネットについても耐力の強いネットに切り替えていっているといふ改良を行っていくところでございまして、昨年度約110メートルの改良が終わっております。今年度につきましても、既に110メートルの改良工事を発注していたところではあります。このような中、先の台風第21号で最大風速が34.6メートルを記録するような非常に大きな台風であったといふことで、ネットだけではなくて、一部で未改良の支柱も倒壊するといふ被害が起きたところでございます。今年度内には、倒壊した所を含めて改良できていない所につきまして、追加発注を行う予定としておりまして、地元の土地改良区さん等とも協議しながら、引き続き、緊急性の高い所から予算の範囲内ではあります、対応してまいりたいと考えております。

岡田委員

ありがとうございます。今回も発注していたけれど天候が悪くといふ部分で、できていなかったという所があるようなんですけれども、是非、あそこは徳島のなると金時のブランドを守っているエリアであるとともに、今おっしゃってくださったサイクリング道路といふので、実は風はきついんですけれど、あそこの自転車道はずっと通ると、海と畑が広がっているといふ、ものすごい景色のきれいな所で、本当に天空の道ではないですけど、結構スピードを出して走りますと、ものすごい気持ちの良いサイクリング道路になってい

ますので、その意味でも風を避けて、砂を避けて通れるような環境というのにも、そのネットは役立っておりますので、是非、その分においても改修の部分での取組を進めていただきたいなと思います。今おっしゃっていただいたように、なかなか全長が長いのと、それと風と砂と塩水との加減で、多分ステンレスでもさびるような場所のように思うし、網の大きさに至っては、砂が飛ばない大きさにするけれど、風は通すように大きめの網にするとか、いろいろそれも研究してくれているということも、過去に何回か質問させてもらった中での御答弁で頂いていますので、是非、地元の皆様と共に、どんな状況が良いのかというのととも、県土整備部の方の知識として全国的に防砂ネットとしてどんな物が使われているのか。また、その海岸線は、多分、同じような状況の場所が日本中にあると思うので、情報共有もしていただきまして、是非、耐久性のある長寿命化を図ってくれているということなんですけれど、直していつてくれているのは分かるけれど、直してくれた所は、次に回ってくるまでには壊れているというのが、実際の現状の様ですので、長寿命化を図っていただくとともに、より強い、自然に打ち勝つような材料なり工夫なりを、今もしてくださるというお話なんですけれど、是非、それにも取り組んでいただいて、砂の拡散を防ぐとともに、サイクリング道路を守る。そしてまた、地元のブランドのなると金時を守る。是非、春の苗付けをするまでには、今おっしゃってくれている部分からでも直して、春一番が防げるような体制づくりにしていただきたいと思うのですが、そのあたりはいかがですか。

久米運輸政策課長

今、いろいろ御提案も御指摘も頂きました。全国的にどのような物が使われているかというのは調査研究してみたいと考えておりますし、委員がおっしゃいましたように、春先のなると金時の苗を植えた辺りが、一番影響を受けるということも我々認識しております。従いまして、今年度の追加発注を予定している分についても、それには間に合うようにという形で、鋭意、努力してまいりたいと考えております。

岡田委員

是非、お願いして要望させてもらって終わります。

上村委員

県の河川管理についてお聞きしたいと思います。一昨年、北海道北部地方を襲った一連の台風による豪雨ですとか、昨年7月の九州北部豪雨、今年の7月の西日本豪雨など、地方の中小河川の被害の教訓の一つとして、河川の河道確保が大事だということが言われていると思います。岡山県真備町の太田川ですとか、愛媛県大洲市の肱川、安芸市の安久川とか、いずれも土砂堆積などで川底が浅くなっていることが、洪水発生の一つの原因だったということも指摘されているんですけれども、特に真備町では、河川に樹木が生い茂って、ジャングルのような状況で、地元の方からも浚渫の要望が繰り返し出されていたということですし、安芸市では、土砂とか土石流が治水設定を超えて、地域を襲ったということで、堰堤にたまった土砂やがれきを、その都度取り除いてほしいという住民からの要望も出されていました。徳島県も、中小河川が大変多い県なんですけれども、先日洪水夕

イムラインの策定は重要河川で進めていくという話があったのですが、県の今の河川管理の現状というのは、どうなっているのでしょうか。教えていただきたいと思います。

赤堀河川整備課長

ただいま、上村委員より河川管理の状況ということで御質問を頂きました。河川のパトロールの現状についてでございますけれども、河川につきましては、県管理河川494河川ということで、河川巡視計画に基づきまして河川などの管理施設の内、地域別にコースを設定いたしまして、少なくとも月に1回程度は見回れるよう、巡視を行っているところでございます。さらに、出水後や重要水防区域などでは、巡視の回数を増やしていくなど、巡視監視体制の強化を図っているところでございます。

上村委員

徳島県の河川整備基本方針、河川整備計画というのはホームページにあるんですけども、これはまだ策定中ということで詳しいことが見られないんですけども、これはいつ頃できる予定なんですか。

赤堀河川整備課長

ただいま上村委員から、河川整備計画についての御質問を頂きました。河川整備計画と言いますのは、まず河川整備基本方針を策定いたしまして、その河川整備基本方針に基づきまして、今後20年から30年に実施する具体的な河川整備の内容を定めるものでございます。この河川整備計画につきましては、順次、必要な箇所から計画の策定を進めていております。

上村委員

河川整備計画の策定日が書いてあるものは、どういうものかなと調べたいと思って見ていたのですが、ホームページからは探せないんです。また後でいいですので、できているもので具体的に分かるものがあれば、また提示していただきたいなと思うんですけど、これに関連してですけど、この中身自体が私もよく分からないのですが、今問題になっているのは、この水の流れの確保が問題かなということで、県としてもこの洪水タイムライン以外に、確保すべき河川の深さとか、豪雨対策など、いわゆる河道の確保計画というんですかね。そういったものは定めたものがあるのでしょうか。それとも今後定めていく方向なのか。その点をお聞きしたいと思います。

島田委員長

小休します。(10時55分)

島田委員長

再開します。(10時55分)

赤堀河川整備課長

河道の確保についての御質問ということで、河川整備計画の中において、例えば、河川の具体的な施設の内容といったものも定めていきますので、その中で県が川幅や、堤防の高さとかといったものも決めていきます。ただ、河川整備計画ができていない河川については、法的には定まっていないところでございます。

上村委員

私もよくいろいろな地域の方から、前の河川が土砂が堆積していて、川底が上がってきているので、台風なんかで冠水するというか、そういうことが起こるから土砂を除いてほしいと相談を受けて、県の出先庁舎へお願いに行ったりするんですけど、その基準というのが私もよく分からないし、昨日もお聞きしたんですけども、この河川については、この場所でこのぐらいまで川底が上がってきたら、^{しんせつ}浚渫の時期ですよとかね。そういったものがあるのかなと思って聞いたんですけど、これは非常に難しい問題かも分からないんですけど、地元の方も経験的にこのぐらいになると道路に冠水するというのはあるから、是非、やってほしいと要望が上がってくると思うんですけど、なかなか実際のところ、要望に応じていただけないんです。見に行っていたいただいても、まだその時期ではないと言われたとかね。ですから、そういった基準というものがあるのかないのか。そういったことと、この間の豪雨災害で言われているのは、^{しんせつ}浚渫がずっとできていなかったとか、河川管理で河道の確保が非常に大事だということを言われていまして、国土交通省も、去年の12月に中小河川の豪雨対策として、全国の中小河川の緊急点検の結果を踏まえて、中小河川緊急治水対策プロジェクトというのを取りまとめているんですけど、その中で中小河川の河道確保についても、再度の氾濫防止対策の一つとして、緊急対策プロジェクトというのが出たと思うのです。2020年までに3,700億円ぐらいの予算だったのかと思うんですけど、これについては3年間の時限措置ということで、対策箇所も限定されているということで、熊本県議会とか、あといろいろな市町とかからも、恒常的に使えるような制度にしてほしいと要望も上がっていると思うんですけども、今年8月は、徳島県も加わっている、10府県の議長会でも同様の決議が^{しんせつ}上がったということも聞いていますけれども、県としても河道確保計画方針をもって、^{しんせつ}浚渫されていくということがいいのではないかなと思うのです。この河川の維持管理のための予算というのは、非常に大事だなと思うんですけども、この間、県土整備部のほうで出された、このとくしま流域水管理計画、素案ですけど、ざっと見たのですが、その辺の計画はあまり詳しいことまで見れていないんですけど、あるのかないのかよく分からないんですけど、徳島県としても、そういう計画を作っていこうということは、考えられているのでしょうかね。そこを分かることがあればお聞きしたいのですけれど。

赤堀河川整備課長

河道確保の計画に関する御質問かと思えます。先ほど申しましたように、今、河川の現状パトロールを実施しておりまして、その中で異常堆積が発見された場合、例えば、洪水を流すのに影響を与えるような異常堆積が発見された場合には、適正な維持管理を行うこととしております。土砂撤去の基準等があるのかといった御質問もございましたけれども、河川内の堆積土砂と言いますのは、河川内の流れや河床の勾配、また洪水ごとの流速の大

小によりまして、様々な影響を受け、堆積であったり、洗掘を繰り返していると考えております。このため、一つの洪水だけでなく、一定の区間で経年も含めまして、堆積状況は把握していく必要はあると考えております。このため、土砂の横断方向での堆積の変化はあるのか、局所的に掘れているのか、前後には堆積しているかどうか、そういったことも含めて撤去時期を判断しております。

谷本県土整備部次長

今、上村委員から河川の掘削、土砂の堆積について御質問を頂いております。先ほど、委員から、とくしま流域水管理計画素案でどの辺りに記載されているかということにつきましては、例えば25ページを開けていただきましたら、3-2、五つの流域水管理プランのところで、1として治水対策プランその具体、基本的な施策ということで、施策の1の1ということで、河道掘削等の河川整備の推進。また、29ページに4番として河川管理施設等の計画的効率的維持管理ということで、施策の4の1のところで、河川巡視による定期的な点検という形で河川管理につきまして、堆積土砂を定期的に点検して適正な管理をしていくということで、基本方針を掲げさせていただいております。

上村委員

基本的な計画は策定されているということなんですけれど、地域の方との共同の管理というのが、今非常に河川についても大事だということが言われていますので、私たちが要望に行った時も、このぐらいになった場合は掘削しますとか、是非、具体的に住民の方にも分かるような、そういう基準で説明をしていただけたらいいかなと思うんです。私も分かりませんので、そのまま現地の写真を撮って相談に行くと、先生まだこのぐらいでは大丈夫なんですと言われても本当にそうなのか分かりませんし、是非、こういったものが県民にも、この河川だとこのぐらいが基準だということが、なかなか難しいと思うんですけれど、分かるように計画も公表していただけたらなと思います。この河道確保の計画方針も大きな意味で言えば、この流域水管理計画の中で出されていくと理解してよろしいのでしょうか。

赤堀河川整備課長

適正な維持管理を図っていくといった観点も含めて計画には記載されているものと承知しております。

上村委員

お願いしたいのは、岡山県の真備町とか愛媛県の肱川はダムの問題もありますけれど、そういった他府県で起こった水害については、それを教訓として徳島県で再現しないということで、是非、河川の管理をしていただきたいと思います。なかなか人員も限られて、予算も限られて、大変だと思うのですが、県民の命、暮らしを預かっている、県としての責務を果たしていただきたいと思います。それともう一つ、ハザードマップについてお聞きしたんですけれども、今いろいろなハザードマップが国土交通省のホームページでも見られるようになっていきますし、県独自のものも見られるんですけれども、一体どれ

だけ県内で今ハザードマップというのは作られていて、それに対応した緊急避難マニュアルというのは、どのくらい整備されているのかということをお教えいただきたいと思っております。

北村とくしまゼロ作戦課長

上村委員さんから、ハザードマップについて御質問を頂いております。ハザードマップの種類といたしましては、例えば、津波浸水ですとか、あと液状化又は洪水、土砂災害等があると認識しております。あと避難マニュアルにつきましては、各市町村で避難情報を出されていますが、各市町村で状況に応じまして、避難準備ですとか避難勧告ですとか、そういう段階、段階で御判断をされまして、住民に周知をされているかと思っております。住民の方々がその情報を認識いただいて、避難なり御判断いただくということになるかと思っております。

上村委員

県としては、今のこの市町村の状況とか、そういったことも把握していく必要があると思うのですが、連携というのはどんなふうにとられているのでしょうか。

北村とくしまゼロ作戦課長

市町村との連携ということでございますけれども、こちらといたしましては、避難情報につきましては、市町村がその地域ですとか、そういう現状を御判断されて避難情報を出しているかと思うのですが、避難情報の発信につきましては、例えば携帯電話会社の緊急速報メールですとか、Lアラートと言いまして全国的に作ってあります情報基盤がございまして、そこから例えば、避難情報ですとか、避難所の開設情報というのを出しております。それらの情報につきましては、県に災害時情報共有システムがございまして、そのシステムに市町村が情報を入れていただいて、県のシステムを通じまして、皆さま方に届くのですが、そういったことで避難情報を届ける手段ということで、連携をさせていただいております。

上村委員

県のシステムに市町村から情報を入れてもらうということをおっしゃっていただきましたけれども、こうした市町村によっていろいろ出しているものに差があって、国土交通省のホームページで、実際に策定されてるんですけど、リンクが張られていないとか、結構そういうものがあるんです。是非、県にお願いしたいのは、国土交通省と市町村で直接のやり取りなのでしょうけれども、県民からしてみると、国土交通省のホームページで見て、実際にはあるけれど、公開されていませんとかいうと、一つ一つ市町村のホームページを見てチェックをすると、非常に面倒臭いなどというか、何でこれが統一してできないのかなというふうな、そんな声も上がっていますので、そういうこともチェックしていただいて、市町村にもリンクを張る方法とか、国土交通省のマニュアルを表示しているようなので、こういったものにも接続をして国土交通省のホームページからパッと見られるようにしたいですというふうな情報提供も、是非、していただけたらと思っております。自分が住んでい

る地域で、また、職場でどんな危険性があるって、こういったことに気をつけなければいけないのか、災害時に一体どこへ逃げたらいいのかということのを、住民としたらそれを知っているということが、自分の安全も確保することにつながりますし、県としても県民の命を守ることに繋がると思うので、そういった点で、是非、住民からの視点で分かりやすい情報の提供に努めていただきたいと思います。また、この問題については個別に分らないことをお聞きしようと思っていますので、また、よろしくお願いします。それともう一点、避難所の標準装備についてお伺いしたいと思います。今、大規模災害が発生するたびに、避難所暮らしというのが非常に問題として挙げられるのですけれど、国連で定められている水準から見ると、日本の水準というのは大変に低いということが言われていますけれども、県の指定されている避難所では、一体どういう準備がなされているのかということをお聞きしたいと思います。

佐藤保健福祉政策課長

避難所におきます備品等の標準装備についての御質問でございます。県におきましては、災害時要援護者支援対策マニュアルということでマニュアルを作成いたしているところがございます。こちらのマニュアルにつきましては、平成23年に整備してその後、何度かの改訂を進めてきているところがございます。そのマニュアルの中で、それぞれの避難所において、整備すべきような備品等についてもお示しをさせていただいているところがございます。その内容を基に、各市町村におきまして整備をそれぞれ進めていただくというような状況になっているところがございます。個別のそれぞれの避難所におきます配備状況につきましては、県で全てを把握できているというような状況ではございません。データとしては大変申し訳ございませんが、手元にはございません。主な備蓄の品目の例として、マニュアルの中で掲げさせていただいている物を、少し申し上げますと、タオルケットや毛布、あるいはテントとか間仕切り等のプライバシーを確保するための快適用品、それから衛生面での確保をするという観点から、石鹸とかトイレト^{けん}ーパーとかあるいは消毒液などを、標準的な備蓄の品目としてお示しをさせていただいているところがございます。

上村委員

段ボールベッドとか、最近は避難所の生活の質を上げるために、大変簡易で、良い物ができているので、段ボールベッドについても県でちょっと紹介もあったと思うし、トイレの洋式化も県も計画されていますけれども、実際には被害が発生して、避難所で運用する時に、自治体が企業と提携をして、段ボールベッドを運んでもらうということをやっているようなんですけど、市町村によってはあまりそういう制度を知らなくて、事業者との提携もできていなくて、段ボールベッドも入れていないという所も大変多いようなので、血栓予防の観点からいっても、良い物はいち早く取り入れられるように、市町村でそれぞれ対応が違うとは思いますが、県としても県民の避難所生活を良いものにしていくという意味でも、どういうふうな対応をしているのかということをつかんでいただいて、本当に発災した時に、そこに避難した方が困らないようにしていただきたいなと思うのです。最近では、三好の豪雨災害で、山城町では避難所暮らしが長くなったりした方もおいでた

と思うのですけれども、そういう方の報道の写真を見ても、畳の部屋で毛布にくるまっていたとか、雑魚寝という状況ですよ。ですから、段ボールベッドという良い物もできているので、こういう物がずっと手配して配備できるという、そういった運営に取り組んでいただけたらと思うんですけれども、その点では、どうでしょうか。

北村とくしまゼロ作戦課長

避難所の環境改善と申しますか、生活環境の改善ということになるかと思いますが、ゼロ作戦緊急対策事業で、避難所の機能強化をやっております。その事業で避難所環境の向上に取り組んでおりますので、市町村でもこの事業を活用し、避難所環境の向上に向けて、取り組んでいただけたらと考えております。

上村委員

ソマリアの避難所というか、そういった施設よりも日本のほうが劣悪だという国際の評価もあると思いますので、南海トラフ巨大地震もいつあるか分からない状況ですので、多くの方が避難する、そういった生活の中で、二次災害を起こさない。避難している中でそういった血栓を起こして亡くなるというような、そういった方が一人でも減るように、是非、県としてもこういった点にも、力を入れていただきたいなと思うところです。最後に一つだけ、分からないところをお聞きするんですけれども、県営住宅について、かなり古い県営住宅も、今、まだ残されていますけれども、台風などの自然災害で建物に被害があった場合、雨漏りとか損壊とかそういったことについて、実際のところ県としては、どういう対応になっているのか。住まわれている方がどのくらい負担するのか。その点、是非、教えていただきたいなと思うのですけれど。

椎野宮繕課長

県営住宅におきます、被害があった場合の負担ということでよろしいでしょうか。県営住宅の場合、主な修繕と言いますか、大きな修繕については、県あるいは住宅供給公社のほうで行っているわけですが、災害等で被害が起こった場合については、管理者として県なり住宅供給公社で修繕を行っているということでございます。

上村委員

県が出しているホームページで、県営住宅にお住まいの方へという案内もあるんですけれど、そこを見ても、災害の時にどういった所に相談したらいいのかとかいうことは、載っていないんですよ。時々、聞かれるんです。でも、私は住宅供給公社に相談してみてくださいとか、県の住宅課に直接言うんですけれども、実際のところどうなっているのかなというのがよく分からないんですが、住宅供給公社にも、台風でこうなったっていうことを言えば、対応してくれるということですかね。

椎野宮繕課長

県営住宅での修繕については、やはり経年の劣化でありますとか、災害等による破損等については、基本的には県の側、住宅供給公社での対応をしていると考えております。個

人の責任で、何か破損等があった場合には、個人の方に御負担いただくということにもなるかとは思いますが、基本的には、そういった災害の際の場合については、県での対応ということになるかと思えます。

上村委員

分かりました。どうも、ありがとうございました。

佐藤保健福祉政策課長

一点だけ先ほどの上村委員の備蓄の関係の御質問に対して、私がマニュアルの御説明をさせていただいたのですけれども、一般的な避難所としてのマニュアルでございますと、県の作成しておりますマニュアルの作成指針といたしまして、避難所運営マニュアル作成指針ということに基づきまして、先ほど私が説明をさせていただきましたような、備蓄の例示をさせていただいているということでございますので、補足をさせていただきました。大変、申し訳ございません。

黒崎委員

私からは、徳島県の震災復興都市計画指針についてお尋ねしたいと思います。市町村の財政がどうしても、今、縮小してきていますので、何かやろうとなった時に、住民の理解と協力がなければ、なかなか事が前に進まない。そんな現状があって、災害が起こった時に都市を計画的にどう復興するのかという内容について、書かれた指針であります。これにつきましては、昨年度の2月に西沢副委員長も上村委員も御質問されております。それぞれ、県土整備委員会、防災対策特別委員会ということで質問をされております。その質問の内容を見せていただきましたけれども、これについては、現場に当たるその市町村と、どのように密にこの指針が持っているその意図するところを伝えられるのか。県と市の役割はどうか。あるいは、住民の皆さん方の理解がどんな部分に、どのように必要なかということなんだろうと思うんです。この指針自体は、読んでみたらよくできているんです。正に、このとおりだなとそう思います。ですから、災害が起きた時に、即、被災直後から復興都市計画策定までの流れや留意点などを整理したものであるとこのように書かれております。是非とも、そのあたりをしっかりと、市町村とあるいは市町村の方々も地元の住民、市民ひいては県民。この方々としっかりとコミュニケーションを取らなければいけないのだらうと思うのですが、これについて市町村とは、どのようにこの指針についてお話が進んでいるのか。あるいはできればその市町村を、どの程度までその住民にしっかりと広報ができていくのかということについて、県は市町村との関係において御説明はできると思うんです。市に一度この話を任せて、市がどの程度理解して、どの程度市民までお話が伝わっているのか、意図するところが伝わっているのかということだと思えます。そのあたりのことを、御説明いただければと思います。

鉾田都市計画課長

黒崎委員から震災復興都市計画指針について、市町村その他住民への周知と、どのように連携を取っているのかという御質問を頂きました。この震災復興都市計画指針につき

ましては、平成30年3月に策定いたしました、県のホームページでも公表しているところではございます。まず、復興まちづくりの主体となります、市町村に対しましては、例えば今年の5月には、徳島県と市町村の都市計画主管課長会議というのがございまして、そこで指針の説明をさせていただいたところでございます。また今年の8月に、専門家である東京大学の加藤准教授を招きまして、南海トラフ地震の被害が想定される阿南市におきまして、県内の市町村担当者向けに、復興事前準備の必要性について御講演いただくということをしております。さらには、市町村の実務担当者向けましては、復興適応力を向上させるために、被災市街地を想定しまして、市街地復興計画の策定に向けたワークショップ形式の訓練（復興まちづくりイメージトレーニング）を、平成28年度から毎年行っております。平成28年度は、小松島市役所周辺を想定いたしました、また、平成29年度には美馬市を想定、また今年度は阿南市を想定して実施する予定としておりまして、こういったことを踏まえて、市町村との連携を密に取っていきたいと考えております。また、住民への周知でございますけれども、まだまだこのトレーニングを踏まえて、市町村の担当者の方から住民へということになりますけれども、指針の中にお示しさせていただいている内容につきましては、市町村において例えば、住民参加型のまち歩きとか、地域協働のワークショップを開いていただきまして、平時から住民と市町村の担当者の方が密にコミュニケーションを取るところでまた、そういった時に被災後の復興方針とか、目指すべき地域の将来像、また地域の課題を抽出したり、課題の改善方法を話し合っていたきたいと、お示しさせていただいているところでございます。このような取組を平時から行っていたいただきまして、例えば自治会とか、まちづくり推進協議会との意思疎通が図られるようにということで、この指針にも書かせていただいているところでございます、連携体制が強化されることによって、都市のあるべき姿と言いますか、被災したすぐ後に、早期合意形成が図られるということで、しっかりと体制を作っていたきたいと書かせていただいております。また、住民と行政以外の調整役として、大学とか建築士会、有識者、専門家と連携体制をしっかりと構築していただきたいということで、これにつきましては、これからは私どもは市町村に対して、いろいろ震災復興都市計画指針も含めて周知して、更に市町村の方々は地域住民の方と一緒に考えていただくことによって、新たなネットワークづくりをしていただきたいというところでございます。

黒崎委員

御説明いただきました。3月にできたばかりということで、ちょうど半年過ぎたかなというところですね。いろいろやられているようでございます。特に市町村との関係というのは、比較的何回か重ねてやられているようでございますが、南海地震がいつ起こってもおかしくないと言われておりますのでね。ですからできるだけ早いに越したことはない。それと後もう一つは、この指針の内容を目指すべきところ、各市町村の担当者、あるいは責任者はしっかりと理解していなければ、住民にもうまく伝わらないというところもありますので、できるだけ早くレベルを高めていただきたいと思っております。そうしなければ、市町村からも、住民の皆さんにしっかりとその内容がちゃんと伝わるのかどうなのかということもあります。我々、読んでいてもちょっと難しいなという部分もあります。確かに、西沢副委員長が御指摘のように、横文字も、横文字の意味合いを後ろに書いてありますけ

れど、住民はこういう冊子を手元に持っておりませんので、この説明を市町村の担当者が現場でやるということになりますので、1年とは言いませんけれどもできるだけ早いうちに、前のめり型でしっかりとやっていただきたい。このように思います。時間があるようで時間がないかも分かりません。こんなことを言っても明日起こるかも分からない。そんな状況ですので、しっかりとやってください。せっかく良い内容ができていますので、県民の皆さん方に御理解いただけるように、また東日本大震災の時の反省なども入っています。ですから、この内容をしっかりと伝えて御理解いただけるようにしていただきたいと思えます。それについては強く要望をします。それからもう一点ですが、これも住民の理解が必要なことでございまして、この間から台風が何回も来ておりまして、先ほど、鳴門のお話を岡田委員がされていましたが、鳴門も阿讃山脈から急に水が流れてくる所がたくさんありまして、消防に、特に分団の皆さん方から電話が掛かってきたり、あるいは電話で聞いたりするんですけれど、その中でどうしても回数が重なったら世間話をするわけです。その世間話の中に、消防の緊急車両が出る時の音がうるさいとか、地域住民からいろいろな苦情が来るということも、その雑談の中で聞かされる。それを聞いた時に、消防団が担っている大きなその重い役割というのを、住民の皆さん方は理解されている方もおられるし、そうでない方も未だにおられるんだなということなんです。分団も、私の同級生がまだ消防分団で制服を着ておられるくらいですから、どんどん数も少なくなっている。こんな状況を抱えながら、分団の重要性と役割というのを、もう一つ理解できていない方々もいるなどそう思うんです。そんな中で、直接は市町村の話なんですけれど、徳島県も消防保安課長という方もおられますので、徳島県として、県民の皆さん方に消防分団の役割をちゃんと周知徹底して、御理解いただけるようなことをどのように行っているのか。あるいは、これはよく議論が出てきますね。何回も出てきているんですけれど、少なくなっている消防分団員をどう確保していくのかとか、あるいは処遇の改善をどうするのかと。何人もの県議会議員の皆さん方が、お話しされているのを私も横で何度も聞いております。重なるかもしれませんが、そのあたりのことを改めてお尋ね申し上げます。

佐藤消防保安課長

ただいま、委員から消防団のイメージアップ、また加入促進についての御質問を頂きました。委員のお話のとおり、広く県民に消防団に対する重要性、役割、そういったことをしっかりと理解してもらい、また消防団に加入していただくということは、非常に重要なことだと認識しております。このため、まずイメージアップを図るための広報が重要だということで、昨年度はポスターや従来の啓発パンフレットの作成に加えまして、イメージアップ動画を個別に作成して、イベントや映画館の幕あいで上映。また今年度は、ケーブルテレビでの配信も予定しております。また、消防団のシンボルであります纏まといという物がございまして、その纏まといの頭の部分のデザインということで、広く公募したところでもございまして、今後、そういったものも活用しながら、広く啓発をしていきたいと。毎年、同じことをやっても仕方がないので、工夫を凝らした啓発をしっかりとやっていながら、消防団へのイメージを上げていきたいと。さらには、消防団の被雇用者の割合が高いということもございまして、事業者の役割が重要でございます。そういったことを踏まえて、消防団に協力していただく事業所、そういったところの顕彰でありますとか、そういった

ことで事業所の方に協力を頂くと。もう一点は、消防団応援の店として、消防団員の方がいろいろなサービスを受けられるような仕組みというのも一昨年度から始めて、既に108件の店に登録していただいております。そういったことについても専用のホームページを設けまして、まだ十分ではないかと思えますけれど、広く県民に周知、啓発などそういったことも含めて、しっかりと消防団の加入促進とかイメージアップにつながる施策に取り組んでいきたいと思っております。

黒崎委員

それと消防団員の皆さん方のプライドというものは、ものすごく大事なことだと思うんですよ。地域の安全に全力で取り組んでいるんだという、こういうプライドというのは大事だと思うのでね。消防団員の皆さん方がプライドを持ってできるようにその基盤作りをしっかりと意識してやっていただきたいと思えます。御苦労さんと電話を掛けている最中に、実はこんなこと言われてなみたいなのが返ってくるのは、こっちもあまり考えていなかったもので、ある意味ショックでありました。我々も、もっとしっかりと、そういうことをあちこちでしゃべっていかなければいけないと改めて認識したところでございますので、是非とも、徳島県におかれましても、市町村と一緒にこの消防団の役割の重要性ということを、地域の方々に御理解いただけるように、力を注いでいただきたいと強く要望して質問を終わります。

古川委員

私からも何点かお聞きをしたいと思えます。今回、9月議会の一般質問でも言いましたけれども、やっぱり災害が多発しているということで、また今、各部長からも台風の報告もありました。本当に台風また豪雨、こういったことは地球温暖化の懸念もあって、これからますます頻発化から激甚化していくのかなという心配もありますし、また地震も多発。本当に日本が活動期に入ったというような指摘もあります。地震も本当に増えていますので、この防災減災対策、また復旧復興というのが、本当に今、県民国民の一番の関心事というか本当に行政、政治行政においての中心課題になってきたのかなとすごく感じておりますので、このあたりしっかりと取り組んでいかなければいけないと感じております。そこで何点かお伺いしたいのですけれど、台風とか豪雨災害が起こった時に、このハード整備も、当然、緊急に進めていかなければいけないのですけれど、とにかく命を助けていかなければいけないということで、大規模水害に備えるための事前に取り組むべき対応を、時系列でまとめるタイムラインの重要性がすごく言われておりますけれども、このタイムラインについて教えてほしいと思えますが、そもそもこのこういうタイムラインというのは、どういうものなのかというのをまず教えてもらえますか。

赤堀河川整備課長

古川委員よりタイムラインについての御質問を頂きました。洪水タイムラインとは、安全、確実な住民の避難を目的といたしまして、災害の発生を前提に防災関係機関が連携して、発生する状況をあらかじめ想定し、共有した上で、いつ誰が何をするかに着目して防災行動と実施主体を時系列で整理した計画になります。

古川委員

誰がいつ何をするのかというのは時系列でということなんですけれど、時系列というのはどんな時系列なんですか。

赤堀河川整備課長

このタイムラインと言いますのは、進行形の災害で突発ではなく、時間の経過とともに災害が発生していくことが基本になっており、まずこの時系列については、例えば、はん濫が発生するという時点を定めまして、それから時間を遡りまして、どういったことをするかというのを設定していくといった形になるかと思えます。通常、縦軸に時間軸を取りまして、横軸に関係機関を取りまして、その時間の経過とともに関係機関がどのような連携をしていくかといったことを明示しております。

古川委員

そうしたら災害の発生する時刻を想定して、そこから何時間前には何をするというようなことを決めるということなんです。どうやって、災害が発生する時間は分かるんですか。

赤堀河川整備課長

河川ごとに過去の洪水等の実績を踏まえまして、発生時間というのは飽くまでも想定でございまして、どの程度の時間で水位の上昇の仕方をしてきたかといったことを算定いたしまして、例えば、避難に要する時間がどれくらい掛かるのか、例えば健常者の方が住民の避難所に移動するのに、今、約1時間と想定しておりますので、その1時間前には避難の情報が出せるように決める。また社会的な弱者とか、要介護者といった方につきましては、2時間程度の時間が必要ということで、2時間前には避難情報が出せるようにということで水位を想定いたしまして、その水位が来ましたら情報を出していく。避難判断水位に達しましたとか、氾濫危険水位に達しましたとか、そういった情報を出していくことを想定しております。

谷本県土整備部次長

例えば、河川の台風の場合なんですけれど、あらかじめ災害が発生するであろう時間を設定します。それを基にして、氾濫危険水位は河川ごとにいろいろあるんですけれど、何時間後に氾濫危険水位が到達するか。また次には、氾濫注意水位は一般的に1時間とか2時間とか、場所によっても様々で、決まってくるんですけれど、そういう危険水位とか、災害から順にフィードバックして、1時間前、2時間前、3時間前にはどういう体制を各機関が取っていかなければいけないかということ、こういうタイムラインで定めてございます。

古川委員

具体的に聞きますと、例えば今回、勝浦川タイムラインをもらっていますけれども、発生時点を0、プラスマイナスゼロアワーとして38時間前からこうこうというようなことは書かれてありますけれども、今回、台風が接近してきますと。38時間前ということは一日

半ぐらい前なんですかね。どういう状況になった時に、どこの時間、何が0なんだって決めるわけですか。この台風の大きさとか、速度とか、そういうので決めるわけですか。雨が降っていたら分かりますよね。どれくらい降っているかというのがあれば0。38時間前に降っていない場合もあるではないですか。どうやって0と決めるのですか。

赤堀河川整備課長

ここには38時間前とは書いてありますけれども、38時間後に氾濫するというのではなくて、飽くまでもこれは38時間前から注意をしてくださいと。台風が近づいてきているといった气象台からの情報があれば、例えばこれが72時間と書いてあるタイムラインがあれば、いろいろなタイムラインありますけれども、二日前から三日前から準備してくださいという場合もあるのですが、今回は38時間前、具体的には注意報発表から、実際に行動を起こす時点からの行動計画として、今回はタイムラインを作っているものであります。

古川委員

そうしたら38時間前は、かなり前からとにかく早めにやるんだということで、大体徳島県に近づくのがこれぐらいだろうから38時間前ということなのかなと理解はしたんですけど、本当に雨が降り出して緊急避難をしてくださいとというようなところは、ある程度時間をきちんところらで判断するというのが想定されないと、出せないと思うのですけれども、このあたりは、過去の雨が降った状況のこれぐらいで水位が上がっていくというようなものを見ながら、きちんと時刻を想定するということなんですか。

谷本県土整備部次長

先ほどの勝浦川タイムラインにつきましては、基本的に災害が起きました平成16年の台風第23号を参考にしてやっております。38時間前というのは、一つのその時の教訓を基に時間の目安という形で書かせていただいているような状況でございます。

古川委員

何となく分かりましたけれど、平成16年の台風第23号を参考にしてやっていると。でも台風第23号がどれぐらいの台風だったかというのは分からないんですけれども、それよりも大きい台風が来たといったら、それをまた修正したり、そういうような形で運用をしていくということによろしいですか。

赤堀河川整備課長

タイムラインにつきましては、必ず運用開始日またタイムラインの案という形で付いております。これは常にタイムラインの見直しをしていくといったことを想定しております。検証をして不足な所があれば見直しをしていくといったことを含めまして、運用開始の日を付け、また案を付けております。

古川委員

それは当然のことですね。見直していくというのは当然で、ただ今の時点ではこれで運

用してるわけですね。ですから台風第16号よりも大きいのが来たら、当然、これよりも想定は変えていかないといけないと思うのです。そのあたり、柔軟な運用をしてもらわないといけないと思うのですけれど、タイムラインがこれで今回の西日本豪雨でも被害が軽減されたというような事例もあるように聞いていますので、これはきちんと効果のあるような形で見直しもしながら運用していかないといけない。それが徳島の防災につながっていくと思いますので、しっかりとやっていっていただきたいなと思うのですけれども、この県内での、今、三つぐらいの川についてはもらっているんですけど、策定状況と言いますか、今後の予定と言いますか、そのあたりはどうなっていますか。

赤堀河川整備課長

平成27年度に那賀川でタイムラインを作っております。今回3河川を策定いたしましたので、全部で4河川のタイムラインができていたところでございます。このタイムラインにつきましては、洪水予報河川1河川、あと水位周知河川が15河川ありますので、この16河川について策定を進めていくこととなります。

古川委員

取りあえず、県内では16河川を進めていくということで、今四つできているということですね。いわゆる那賀川とかは国が作って、県管理は県が作って、市町村管理があるかどうか分かりませんが、河川管理者が作るということですか。

赤堀河川整備課長

河川管理者が作るというよりは、水防の関係者が共同で作ると。河川管理者だけでは作れませんので、共同で作るものかと思います。それと那賀川につきましては、県管理河川の部分について、県が作っております。

古川委員

分かりました。当然、いろいろな所から集めてきて作るのだとは思いますが、事務局は河川管理者が作るということよろしいですか。

赤堀河川整備課長

昨今の豪雨の激甚化等によりまして、施設では防ぎ切れないと、対策が必要ということで、大規模減災対策協議会を作っております。この対策協議会の中で水防関係者が集まっておりますので、その中で策定していく形になります。事務局と言いますかメインは、河川管理者になろうかと思えます。

古川委員

分かりました。繰り返しになりますけれど、タイムラインというのはすごく大事だと思うのです。本当に自治体の長にしても、なかなかどこでどう出しているのかというのは、躊躇ちゆうちゆうするところもあると思いますので、こういうのが事前にできていれば、早めの対応ができるのかなと思いますので、しっかりと進めていってほしいと思います。それと関連し

て、今回の9月補正予算の幾つか新しい事業の中で、ファミリータイムライン作成事業というのが新規で挙がっていますけれども、これはどういうものですか。

赤堀河川整備課長

ただいま、古川委員からファミリータイムラインについての御質問を頂きました。平成30年の7月豪雨では、岡山県などにおきましてハザードマップ等が十分周知されないとか、活用されないといった形で逃げ遅れによる事例が相次ぎ、住民の着実な避難が課題になったところがございます。そこで、逃げ遅れ0を実現するために、洪水時に家族や隣近所の方が取るべき行動をまとめたものが、ファミリータイムライン。家族単位でタイムラインを作っていただくものがございます。

古川委員

それをどういうふうに作ってもらうんですか、県が支援をするというので300万円積んでいますけれど、どういうふうに作ってもらう支援をしていくのですか。

赤堀河川整備課長

今回のファミリータイムラインにつきましては、平成26年、27年と2年連続で浸水被害が発生しまして、現在、床上浸水対策特別緊急事業で整備を進めております那賀町の和食・土佐地区をモデルといたしまして、学識経験者の知見も加えまして、地域の住民の方、自らが、避難のタイミング等を考え、作成していただくもの。ワークショップ形式によりまして、自宅周辺の地形や過去の水害を学んでいただくとか、避難情報や水位情報、取るべき避難行動についての準備を自分で定めていただくといった形を考えておるところでございます。

古川委員

今回の補正予算は300万円で和食地区をモデルとして、そこで有識者とかも呼んで、人も集まってもらってワークショップなんかしながら、各家庭で自分たちのタイムラインを作ってもらおうという事業をするということですね。それから、来年度以降、他の地域にも広げていくという感じですか。分かりました。もう一点、9月補正予算の同じ新規予算の中で、きめ細かな雨量情報提供事業というものも200万円。これはどんな事業ですか。

山名砂防防災課長

古川委員から、9月補正予算のきめ細かな雨量情報提供事業について、御質問を頂きました。今回7月豪雨で線状降水帯という記録的な大雨が発生し、県内でも三好市を中心に多くの災害が発生しております。最近、各地でゲリラ的、局所的に多く発生しております。こういう集中豪雨につきましては、例えば、气象台が土砂災害の発生の確率が高まった時に出す土砂災害警戒情報などの気象情報が何市とか何町とかいうふうな所で出ますけれども、場所によっては局所的に降った雨まで、きちんと拾えないというところがあります。地域によって雨の降る強さが違い、住民が確実に逃げられるように、局所的な雨量を収集して住民に提供し、住民の避難の判断も含めて、速やかに行動をとってもらおうという

ことが重要となってきますので、そういうきめ細やかな切迫性のある情報を住民、それと市町村も避難の情報を出しますので、市町村に提供していきます。雨量計は気象台や県が付けておりますけれど、これ以外にもう少しくきめ細やかに設置して住民に直接情報を提供し住民の早期避難につなげていきたいと考えているところでございます。

古川委員

分かりました。今回9月補正予算、200万円予算確保するということが上がっていますが、今回は200万円で何箇所、どこで雨量計の整備をする予定ですか。

山名砂防防災課長

今回200万円計上させていただいております。これにつきましては、モデル的に今回3か所設置することを考えております。主に、今回西部で被害が発生した箇所につきまして、また改めて雨が降った時に被害が発生する可能性も捨て切れないところありますので、そういう所に設置して、雨の情報を住民とか、三好市に発信していきたいと考えているところでございます。

古川委員

分かりました。今回3か所、3機、三好市でたくさん被害も出ましたので、三好市ということ。分かりました。タイムラインとこういうような対策をしっかり進めていただきたいと思います。話は変わりますが、先ほど上村委員からもありましたけれど、今回、流域水管理計画の素案が県土整備委員会で見送られて、私もこれを見せてもらって、質問をしたいと思いますが、これは今回の水管理条例に基づいて計画を作ることによって、この水管理条例は治水の上に利水が成り立つとの考え方の下に、いかなる水災害にも正面から立ち向かい、県民の尊い命と財産を守るために英知を結集した、総合的な水管理を総力を挙げて取り組むと決意するということができて、その条例に基づいて、今回この素案を作ったということになります。この計画は、おおむね30年後の流域における、目指すべき姿と目標を定めるということになっておりますので、まず今回のこの素案において、防災に関して水害、水災害に正面から立ち向かうということですので、この水災害に対して30年後あるべき姿、目指すべき姿、目標、このあたりはどういうふうに定めているか教えてもらえますか。

木下流域水管理課長

流域水管理計画の治水に対しての将来像ということで、委員から御質問を頂いております。治水に対しては、気象変動のいろいろな影響によって甚大な被害、洪水もたくさん起こっているということがございまして、この目指すべき将来像と考えていますのは、度重なる洪水被害等から決別できるような社会を構築していきたいということで、将来の目標として掲げているところでございます。

古川委員

すごく簡潔に答えていただいたのですが、この水災害から30年後には決別するん

だということなのですけれども、そのために何をしていくということが、細かく盛り込まれているのですけれども、どうやって決別するんだという部分を教えてもらえますかね。

木下流域水管理課長

流域水管理計画の中で、いろいろ基本施策ということで盛り込まさせていただいております。まずは、河川・下水道、流域対策も含めて総合的な治水対策ということで、その中には先ほどから申しております堤防の整備であるとか、河道掘削であるとか、そういうことを推進していくということがございます。さらには、河川管理施設の治水対策だけではなくて、地震・津波に対しても施設の強化を進めていくと。さらには、流域のほうで言うと土砂管理ということで、上流から下流まで総合的に土砂管理をしていくということも盛り込んでおります。さらには、計画的な施設の維持管理、広域的な維持管理というものを盛り込みながら、しっかりと各機関が連携してやっていくということで、基本施策としてまとめております。

古川委員

はい、分かりました。冒頭でも言いましたけれども、やはりこういう温暖化の影響でこれからますます頻発化、激甚化もしていくでしょうし、地震も本当に起きるかも分からない状況の中で30年後、今、堤防整備とか河道の掘削、河川の管理施設、ハード面もしっかりやっていくのだという答弁でしたけれども、ハード整備についても今進めている状況よりも加速化していかなければいけない。ハード整備についてどのような対策と言うか、どうやって加速化をしていくのか。このあたりは考えられているのですか。それとも今までどおりにしかできないなと思っているのでしょうか。言えないだろうとは思いますが、そういうことを考えていく、また国に対して提言していく。知恵を地方からも出していかないと、何も変わらないわけです。そのあたりが、どういう議論があったのかなというのを聞かせていただきたいと。

木下流域水管理課長

今、全県を対象に30年後の目指すべき姿に向かって、取り組んで行くべき基本施策を取りまとめています。さらには、この計画の策定後には、もう少し短いスパンでの流域別のもう少し具体的な施策を盛り込んだ、流域別の行動計画を策定することとしております。その中で、地域ごとの、流域ごとのエリアでこういうことに取り組んでいくということを、しっかりと盛り込んでいきたいと。今までどおりという言い方ではなく、できるだけ速やかにどんどん推進していくというのが、基本的な考え方でございます。

古川委員

分かりました。最初は30年後の震災から決別するのだと大きく言っていたのですけれども、できることからしっかりやってくんだということに落ち着いたのかなという気がしますけれども、書いてあることは本当にこのとおりでなということが書いてあるのですが、本当にどうやって進めていくのかという部分が、なかなか難しいのですけれども、いろいろな知恵を絞って、国にもどんどん地方から声を挙げていって、この豪雨災害、災

害対策は、これからは政治の中でもメインのテーマにしていかなければいけないのかなと思いますので、政治のほうも頑張らないといけないとは思いますが、一緒にやっていっていただきたいと思います。あともう一点、具体的にこの計画の素案の中で、事前復旧計画の策定というのが出ているのですが、この事前復旧計画というのはどういうものなのか。

木下流域水管理課長

重要な河川管理施設の事前復旧計画ということで考えております。大きな洪水を被った時に重要な施設である排水機場などが被災することも想定されます。排水機場が被災し、設備関係が機能しなくなりますと、その後の出水に対応ができなくなることが考えられますので、速やかに次の洪水に備える形がとれるよう計画するものです。具体的には速やかな復旧に対する実施期間、復旧体制をあらかじめ構築することとし、必要な人員数、資材関係を洗い出し、それらの調達、更には搬入ルートなども事前に検討して定めておき、速やかな復旧のための計画を練っていこうというものでございます。

古川委員

そういう重要な河川管理施設は、結構、県にあると思いますけれど、今の想定ではどれぐらいの箇所を作らないといけないというようなのはあるのですか。

木下流域水管理課長

今のところ、県内には排水機場は26施設、ダムで3施設、設備関係で重要なものがありますので、そこについては作っていかなければいけないと認識しています。

古川委員

事前復旧計画については、また別の機会に詳しく聞かせていただきしたいと思います。最後に、住宅の耐震化の取組を、今年度補助率も上げて強化していると思うのですがけれども、今、県の強化の取組は、どんな状況か教えてください。

椎野営繕課長

住宅の耐震化に関する状況ということでございます。委員がおっしゃいましたように、今年度、特に本格改修につきましては補助率を5分の4まで引き上げまして、かなり補助を手厚くしまして、更に耐震化の加速をしていこうということで改善しているところでございます。そうした効果によりまして、8月までの実績ではございますけれども、本格改修で言いますと、これまでの約2割以上の増加という状況でございまして、こういったことで耐震化が更に進んでいくのではないかと考えております。

古川委員

昨年度のペースよりも2割ぐらい多めに進んでいるということで、これはもう良いことだと思います。でも、かなり当初予算も確保されていたと思うので、残さないようにしっかりと執行していただきたいのです。申請増への工夫というのが絶対必要で、待っていた

のではなかなか全予算を使い切って、目標を決めているのかどうか分かりませんが、目標が達成するのはまた難しいと思うので、何かそういう今回の取組強化の中で申請増への工夫みたいなものはあるのですか。

椎野宮繕課長

目標ということでありましてけれども、いろいろな「とくしまーゼロ作戦」地震対策行動計画とかそういったところで、地震による被災で死者を0にしようという目標がございますので、そういったことのためには、耐震化100パーセントを目指さなければいけないということがございます。これまで耐震診断を比較的数多くやっていたのでございますけれども、耐震改修までに至る数が、かなり少ないということもございまして、そういった耐震改修に対して、いろいろ補強計画を立てることに対する補助でありますとか、いろいろ耐震改修を行うためのアドバイスを行うような方、あるいは工事を行う方の育成、そういったところに力を入れておまして、それと補助金の補助率アップということと合わせまして、耐震化の更にアップを図っていきたいと考えております。

古川委員

当初予算のポンチ絵を見ると、平成32年度末までに住宅耐震化率を100パーセントにするという目標なんだと思いますけれども、それに向けて補助率を上げた。そういう相談に乗れるような体制も整備していく。本当に直接住民の方にアプローチしていくというというのは大事だと思いますので、市町村とか、地域の防災組織とか、そのあたりとしっかりと連携をしていくというのが大事だと思いますので、きめの細やかなと言いますか、しっかりとやって目標を達成できるように進めていっていただきたいと思います。

島田委員長

午食のため委員会を休憩いたします。(12時10分)

島田委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(13時17分)

質疑をどうぞ。

岩佐委員

お昼を過ぎましてお疲れのところだと思いますが、少し質問をさせていただきたいと思っております。午前中の質疑の中でもいろいろ話に出てきたのですが、例えば、上村委員さんからは避難情報に関して、それを発信をしていく話も少し触れられておりましたし、また古川委員さんからも河川の避難のタイムライン、そこでも避難情報を流していくというような話もありました。また、河川の雨量の情報を新しく3か所で付けて、その情報も流していくという話だったのですが、その辺も受けまして、避難情報であったりとか、災害情報はどうやって個人に伝えていくか。その伝達周知に関して少し質問をさせていただきたいと思っております。当然、午前中の話もあったんですけども、いろいろハードの整備も進めてはいるのですが、何かあった場合に逃げるというソフトの対策が非常に重要だと思っ

ています。さきの豪雨災害で、岡山でも死者も出たのですけれども、その時にも、住民の方は、ここがどれだけ浸水するかということを知っていたとしても、避難をしてくださいという情報が伝わっていなかったり、また夜間だったので、その情報がうまく伝わってなくてそれで逃げ遅れるという状況もあったかと思います。そこでまず、特に豪雨災害になるのですけれども、台風とかの豪雨災害、洪水被害に関して、先ほどあった避難準備情報であって、次に避難勧告、避難指示という形で出ると思うのですが、それを個人、一人ずつに伝えるすべは、どういうものがあるのか、お聞かせください。

北村とくしまゼロ作戦課長

岩佐委員さんから避難情報を住民の方にどのように伝えるのかという御質問を頂いております。避難情報に関しましては、まず、災害時情報共有システムという県市町村で災害情報を共有するシステムがあるのですが、それを利用いたしまして、携帯電話会社と連携した緊急速報メールを配信できるようになっております。また、先ほども出ましたが、Lアラートという全国的な情報基盤がございまして、こちらから避難情報とか避難所情報というのを市町村から発信いたしまして、テレビとかネット事業者のほうで見られるようになっております。また、県ですだちくんメールというのを運用しておりまして、こちらでも気象警報とか地震の情報、津波の情報などをメールで登録者の方に配信しております。こちらでも災害情報共有システムから避難情報としても流すことは可能となっております。こちらは県の取組でございまして、あと市町村の情報伝達手段といたしましては、市町村が整備しております防災行政無線、同報無線と申しておりますけれども、市町村が屋外で設置しましたスピーカーから情報配信することができます。あと、ケーブルテレビネットワークを用いて、各お宅にある受信端末に対して音声を送達、音声、IP告知情報端末があるのですが、それによる告知放送ですとか、あと、全てではないんですけれども、広報車による周知、また重複いたしますけれども緊急速報メール、また防災ラジオと、市町村によって整備している物はそれぞれ異なりますけれども、こういった物を組み合わせて、情報伝達を行っております。

岩佐委員

県、また国がLアラートを使って情報共有システムを通して市町に発信をしていく。また、テレビであったりケーブルテレビ等にその情報がテロップで流れたりというような状況になってくる。また市町村においては、防災行政無線、また戸別受信機等によって情報を捉えるということなんですけれども、この間の台風第24号の時もそうだったし、その前の台風第21号でも、私自身もいろいろな情報源、当然インターネットとかでも、県のホームページの県土防災情報管理システムとかで、全県の雨量であったりとか、ダム水位とか放流量であったりとか、水位とかいろいろな情報を極力集めるようにはしてるんですけれども、やはり携帯電話とかスマートフォンがあればその情報は入ってきますし、またスマートフォンであれば特にいろいろなアプリがあったり、NHKの防災アプリとかも見るのですが、そういう情報を集めようと思えば集められる状況だと思うのですが、高齢者の方、一人暮らしの方とかで、携帯電話も持たれていないような方というのは、やはり情報

源としたら、当然、テレビもあるんですけども、テレビと防災行政無線に頼らざるを得ないというところもあるのですが、これも岡山であったように大雨が降っている時、また雨戸を閉めている時というのはその声が聞こえない。通常の防災無線の情報でも場所によったら聞こえないということが多々あります。そこで、それを補うものが戸別受信機ということになるかと思うのですけれども、その戸別受信機が全戸にあるのか分からないんですけれども、例えば、市町村の戸別受信機を置くための補助というか、これは市町村ごとの取組だとは思いますが、県内の市町村のそれぞれの整備情報があれば教えていただけますか。

北村とくしまゼロ作戦課長

戸別受信機の整備の費用、また財源、そういった御質問を頂いております。戸別受信機につきましては市町村が整備いたしますけれども、まず、同報無線と戸別受信機を一緒に整備した場合、例えば起債ですとか国の補助金が対象になるかと思えます。また、その整備が終わった後、戸別受信機だけ整備されるというケースもあろうかと思えますが、戸別受信機の整備につきましては、特別交付税の措置がされていると聞いております。

岩佐委員

これから新規ですかね、特にこの防災行政無線を結構市町村ごとで入っているシステムが違っていたりとか、昔からあるようなアナログの所もあるのかどうか分からないんですけど、更新をしていく時にはそういった補助も使えるということであれば、またそれも市町村に働き掛けて、そういった更新と併せて戸別受信機の普及ということもしっかりと県からも推していくべきだと思っております。ただ、この時に一つ確認しておきたいのですが、停電時ということもしっかり考えなければいけないのかなど。テレビでもテロップとかでよく文字情報で流れるのですけれども、停電の場合、テレビも付かないとなると、携帯電話とかであれば当然、基地局はある程度、何十時間とか1日ぐらいのバックアップで電源があるので、情報は取れるわけなのですけれども、テレビと通常の固定電話しかないという場合になれば、停電時はそれこそ防災行政無線に頼らざるを得ないというところもあるかと思うのですけれども、そこらも知っている範囲で、防災行政無線の停電時のバックアップ電源というのは、どういう状況になっているのでしょうか。

北村とくしまゼロ作戦課長

停電時の防災行政無線の対策について御質問を頂いております。市町村に聞きましたところ、まず、市町村側の装置に非常用電源が整備されておりましたら、無線は使用可能でございます。それで設置している20団体、20市町村が整備しているのですが、防災行政無線の非常用電源は全ての市町村に整備していると聞いております。また、無線の屋外スピーカーですが、こちらにつきましては、市町村によって時間は違うようなんですけれども、全てバッテリーを内蔵しているようでして、停電時でも放送は可能と聞いております。あと、戸別受信機につきましても、通常はコンセントから取るかと思うのですけれども、電池も中に内蔵できますので、まめに状況を見ていただくということはございますけれども、乾電池を使用することによって放送の受信は可能となっております。

岩佐委員

防災行政無線に関しても停電時のバックアップはできていると。戸別受信機もあれば電池をちゃんと確認をしておけば、情報は入るということですね。この停電に関して、事前委員会で岡田委員も触れられておりました、四国においては二系統のバックアップの電線と言うんですか、回線があるということで、今回の北海道のような大規模な停電が通常ではなかなか起きないであろうというお答えだったとは思いますが、南海トラフとかの地震が起きて、広域で被災をする場合というのは、当然、簡単に復興ができない部分もあるかとは思いますが、それと逆に、今回の台風のような被害でも若干、さきの台風第21号でも阿南管内でも8時間、9時間停電した所がある。それも雨が降っていて、風も吹いている中での停電ということで、やはり得られる情報というのをしっかり確保していく必要があるかと思えます。ですので、各市町村が設置をする防災行政無線であったり、また戸別受信機に対して、先ほども述べましたけれども、その整備というのも進めていくような、また県としてもしっかりと後押しをしていただけたらなというふうに思います。それと今の市町村の取組にはなるんですけども、先ほどの説明の中であった県の取組の一つとして、すだちくんメールというのがあると。私も、これまでそこまで気にしていなかったと言うとあれなんですけども、以前に登録をして今でも雨が降ると河川の水位が上がりましたよとか、いろいろな情報が流れてくるのですけれども、このすだちくんメールに関してですが、一応、行動計画にもそのすだちくんメールというのを普及をしていこうということで、登録者数を平成30年4万人という目標を掲げているのですけれども、この目標に対しての現状の加入者数を教えてください。

北村とくしまゼロ作戦課長

すだちくんメールの登録者数についての御質問でございます。今日時点の数字というわけではございませんが、9月20日時点で31,452名の方に御登録いただいております。

岩佐委員

一応、目標4万人という中で3万1,000人ということで、平成29年の目標が3万5,000人ということなので、その目標値に対してのペースというのはかなり遅れているという印象を持つのですけれども、このすだちくんメールというのが、先ほど言った災害時情報共有システム等でいろいろな情報が上がってきて、私もそのすだちくんメールを触っていたら、例えば自分の住んでいる地域を阿南だったら阿南ということにして、例えば、河川のいろいろな情報が欲しいと選択すると、そこらの情報が入ってくるということだったと思うのですけれども、そういう意味では県がやっているこの事業ということで、その登録者数はもっと伸ばして、県の情報というものをしっかりと伝えていくツールの一つなのでしっかりと伸ばしていただきたいのですけれども、もう一つ、このすだちくんメールは情報共有というんですかね、避難情報とかそういうもの以外に、すだちくんメール特有の特徴というものはあるのでしょうか。他のアプリとかと全く同じことではなくて、すだちくんメールでできることというのを教えてください。

北村とくしまゼロ作戦課長

すだちくんメールが他のアプリと違う点という御質問を頂いております。先ほど、いろいろ警報とか、地震情報とかを配信というお話をさせていただきましたが、すだちくんメールには安否確認機能というものがございまして、震度5強以上の地震が発生しましたら、登録者でグループを作っておりましたら、その方にメールが届きましてそれに安否情報を入力いたしますと、そのグループの中で情報が共有されるという仕組みがございます。あと、細かい点で言いますと、県から災害情報以外のメールマガジンがございますけれども、そういったものも配信が可能となっております。

岩佐委員

通常の情報に加えて、グループでの安否確認ができるということで、多分、職員さんとかもやられているだろうし、これは議員も多分登録したことがあったはずなので、またそこらも一度登録をしておしまいではなくて、これもその情報入力であったりとか、操作説明会も年1回というような目標も掲げているので、単に作って登録してもらって、ただ登録者数もまだ3万人少しというのではなくて、もっとしっかり県がやっている事業であって、さっき上村委員さんからも多分御意見があったと思うのですが、いろいろな情報を集めて、各市町村にも出していくというのが県の役割であるだろうし、当然、国からの情報というの、先ほどの話であったら、リンクが張られていないとか、いろいろあったと思うんですね。市町村としても県の情報、国の情報が欲しいのしょうけれど、そこをつないでいくのが、県の役割なのかなとも思っています。なので、そういった意味では、このすだちくんメールもそうなんですけれども、いろいろ教えてもらって、安心とくしまというホームページがあって、そこにいけば、確かにいろいろな気象情報であったりとかいう形は入るのですけれども、ぱっと見た感じ、前は行政的な感じのホームページになっていて、直感的に触れるような感じでないようにも思うのですよね。だから、確かに行政の側から見たら、こんな避難情報を出しましたよとか、時系列のニュースみたいなものも必要だとは思いますが、一般の住民からしたら、県のホームページと言うのですか、例えばすだちくんメールでもいいんですけれども、そこにアクセスすればいろいろな情報がそこから取れるよと。リンクにしても、当然、いろいろなところにも張っていった情報が取れるような、そういう情報の一元化というの必要なのではないかなと思ってます。すだちくんメールもいろいろ新しくしたところもあるので、またそれを更に改良化されていく上にも、当然、また費用も掛かる話だとは思いますが、それだけ安否情報であったりとか、いろいろな情報共有できるということで、しっかりとすだちくんメールを含めて、情報発信の仕方ということに取り組んでいていただきたいと思うんですけれども、今の登録者数を増やす取組であったりとか、何か今、改良ということに関して考えがあるのであれば、そこまで踏み込んでなんですけれども、これからのすだちくんメールの対応ということについてお聞かせください。

北村とくしまゼロ作戦課長

すだちくんメールについての今後の取組ということでございますけれども、先ほどお話がありましたとおり、目標が4万件で、今3万1,000件ということでございます。これまでも各法人ですとか、団体のほうに御説明等に上がっておりまして、今後ともそういった

説明会ですとか、そういったことを積極的に進めまして、登録者の増加に努めてまいりたいと考えております。それでこれからのお話でございますけれども、なかなかシステマ的なところで、今即答はいたしかねるところはありますけれども、今の委員の御意見は参考にさせていただきたいと思っております。

岩佐委員

先ほど、いろいろな会社であったりとか、いろいろな団体であったら、その中でのお互いの安否確認が共有ができるということなので、そういうところにしっかり働き掛けていただきたいと思いますと思うのと、確かにNHKの防災アプリとかにしたって、得られるものは多いのですが、その情報も割と広いエリア、徳島県であったりとか、例えば阿南市の情報というのは割と広がったりするので、この間もある所の地元の住民の方と話をしていたら、阿南市全体で避難勧告とか避難準備情報が出ても、うちは関係ないだろうみたいな、割と広がったらそういう意識があって、せっかく情報を出していても、それが行動に伴わないというようなこともあるかと思うので、本当はもっと情報を出すエリアというものを、もっと絞っていけば、例えば、阿南市の羽ノ浦町、更にはどこそこの辺とか、川に近い辺りとかになれば、危機意識と言うのですか、やはり避難をして、空振りも本当にあるかとは思いますが、そういう危機意識をしっかり持ってもらうような情報の出し方。これはいろいろな話をした中で、例えばエリアメールが1日何回も鳴ると、いろいろな情報が入ってきて、またエリアメールが鳴っているなど。音もでかいし、あれだなということで、慣れてしまって情報を見ないという可能性も出てくるので、その情報の出し方、危機意識をもってもらう出し方というのを、しっかりまたこれから検討していただきたいと思います。これで情報の出し方に関して終わるのですが、もう一点、島田委員長が一般質問で話をされた中で、水陸両用車の配備というものが徳島県に1台来たということだったので、これも全国に2台の内の1台ということで、徳島県に3月に配備されるということなので、それを配備するに当たって、当然、1台なのでそれをどういうふうに運用していくか、その体制づくりというのは、これからのことだと思うのですが、どういうふうな形で運用していくのか教えてください。

佐藤消防保安課長

ただいま、水陸両用車、全地形対応車の今後の運用の方法ということでございます。本会議でも御議論いただきましたが、今年度、板野東部消防本部に全地形対応車が西日本で唯一、本県に配備されることとなりました。全地形対応車と言えども、やはりこれだけで大規模風水害に対応するわけではございませんので、例えば、指揮隊やその他の水難救助隊、更には救急隊や後方支援隊など、被災現場において他の消防本部と連携して、また一体的に活動することが必要となってまいります。また、発災時にこうした車両をその都度選定していたのでは、初動対応が大幅に遅れるということでもあります。そのため、各県内消防本部が保有する特殊車両や、救助用の資機材等の配備状況を踏まえまして、大規模風水害の対応に特化した車両や資機材を、事前に部隊として編成いたしまして、あらかじめ合同で訓練を行うなど、いざ発災となれば迅速に県内外へ出動ができる体制を、あらかじめ整備しておこうというものでございます。今後、各消防本部にお話をさせてもらいな

がら、御協力いただき、全地形対応車の配備を見据えて、こうした部隊の編成をしてまいりたいと考えております。

岩佐委員

これから各署にも話をして、その部隊というのをしっかり作っていくということです。当然、県内はもちろん大規模な災害が起こった場合、出動する状況というのもその災害によって違うとは思いますが、あと全国で2台で、西日本には1台ということなので、当然、徳島県だけで完結する話でなくて、例えば、県外でそういう災害等が起こった時というのは、当然、全地形対応ということなので、出動要請のようなものがあるかと思うのですけれども、そういった場合の広域での支援体制、今回その部隊は作るということなのですけれども、そういうふうに県外から何か災害が発生した時に、どういう体制で出て行くのかということも、今の時点で、もし分かっていることがあれば教えてください。

佐藤消防保安課長

県外への広域応援への体制についてでございますが、県外に行く場合、被災地の要請に応じまして、消防庁から各都道府県に緊急消防援助隊としての応援要請がまいります。それに基づいて、県ですぐに本来そこから各消防本部に連絡を取って、部隊を編成して出て行くというのが通常の流れなのですが、今回こういった大規模な風水害に備えた機動部隊というのをあらかじめ作っておりますので、そういった部隊をすぐに出動するというので、迅速に他県への応援をしていきたい。特に西日本に1台ということですので、西日本、広島とか九州北部とかも見据えて、すぐに行けるようにということで、今回板野東部消防本部は高速道路のインターチェンジも近いということで、配備いただいたと思っておりますので、そうした体制をしっかり取ってまいりたいと思っております。

岩佐委員

何かあった時というのはしっかりと応援の体制が取れるように、しっかりと進めていただきたいと思います。本来は、当然、ハード等の整備でそういった災害、大きな災害が起こらないことが一番だとは思いますが、先ほどの情報伝達等も含めて、ソフトでカバーをしていくということ。今回の全地形対応の車両にしても、迅速な運営ができるようなそういう体制づくり、ソフト面というんですか。そういう面も、しっかりと進めていただけるように要望して終わります。

岡本委員

お疲れ様です。少しだけお聞きをしますが、今日はこんな天気なんだけれど、正直、県庁の中でここにいる皆さんが一番疲れているんですよ、台風がずっとあって。もし、これからもうないと思うけれど、例えば委員会がある前日とかに、警報とかいろいろあったら委員会を休んだほうがいいと私は思います。県民の皆さんに対応したほうがいいと思う。これは冗談ですけど。ずっとそう思っているんです、本当に一番疲れている人ばかりだから申し訳ないなと思っているのですが、少しだけ午前中の話を聞きながらまず思ったのは、古川委員さんが洪水タイムライン、勝浦が分かるよと聞かれた。正直分かりにくい

んです。でも、これができて非常に良かったと思っていますのですよ、今まで、結構市町村の連絡というのがまずなかったんです。本当になかった。正木ダムが出たら、前も言ったけれど潜水橋が六つあるんです。上勝町に一つ、勝浦町の一つ、何と徳島市に三つある。小松島市に一つ。この潜水橋がどういうふうになっているかというのは、この三つの町村は分からないのです。勝浦町だったら勝浦は分かる。それもおかしいのであって、その辺の連携とかすごく大事だと思いますが、古川委員に言われて思ったのですが、例えば分かりやすく言ったら、本当は難しいのだけれど、洪水危険水位というのがあって、勝浦川だったら49.636キロメートルある、正木ダムから下だったらですよ。例えば、横瀬橋の水位がこうなりましたと、危険水位になったと、それは結構ニュースで流れる。だけれどこれは難しいけれど、そこがそうだったら30分後と僕は大体思っているけれど、小松島に行くという話なんです。これは雨の降り方で変わる。そんなものもある程度やってくれたら、非常に良いかなと。僕は前も言ったように、小松島市の人に電話をして必ず聞かれるのが、そうしたらいつ頃その高さはうちに来るのかと。ここは難しい。でも洪水タイムラインができてうんぬんというのだったら、その辺もある程度、難しいけれど大体分かるのよ。答弁はいいです。もう一つは、さっき言っていた平成16年の台風第23号の件。少なくとも僕が目で見ている限り、勝浦川はあれより大きいのは来ていません。けれど水位の高さはあれともうちょっとくらいというのが今日までに2回あった。何が違うのかと言いたいのかと言え、平成16年と今と多分皆さん御承知だろうけれど、速さが違う。平成16年から平成22、23年頃の台風は、今みたいに早く来ません。のんびりと言うといけなけれど、今は本当に早い。だからそこはもう全然違うと思うので、できていると思うのだけれど平成16年の台風第23号の中で、そこはもう一回よく研究してください。全然違う。もう一つは、それに関連しているのだけれど、正木ダムは、今回、実は10分間だけ1,000トンに近づいたのよ。九百九十幾ら、1,000トンまではいかない。その後ずっと下がっていったのだけれど、さっき言っていた38時間ですか、それより早くダムの操作の仕方というのか、随分早くから流してくれて、こんな言い方をしたらあれだけれど、10年前とだったら雲泥の差で良くなりました。すごく良くなった。今回も約10分間、8分か9分間だけ、1,000トンに近づいたのだけれど、それでも十分なんです。ダムのポケットは十分なのよ。ずっとやってくれて、本当に上手にしてくれたなと思って、それは感謝しております。何か質問をしないといけないのだけれど、林道と言うか、今回の補正予算で災害復旧と災害予防対策と書いて16億円とあるのだけれど、言いたいのは災害予防と災害復旧というのは、いつも一緒に出てくるじゃないですか。けれどこの前、経済委員会で聞いたのでもうそれはいいのだけれど、例えば農林水産部で県単林道という、今度1億5,000万円入っているのだけれど、今までは多分あまりやっていないと思うのだけれど、今回、舗装するのですよね、ある程度ね、全部ではないよ。それは正に災害の予防になるのよ。大分前にこの辺で杉本議員が林道は側溝の整備と暗渠の掃除をしていたら災害は起こらないと。そのとおりなのだけれど、そんな予算は今まで付いたことがない。でも今回県単だから、ちょっと違うなど。そこで聞きたいのは、道路維持修繕が4億円、これもすごい額なのです。これは災害予防という観点から言ったら、今までとは違うことをしてくれるのですよね。

土井道路整備課長

ただいま、岡本委員より9月補正予算の道路の維持関係予算について御質問を頂きました。今回、道路関係の9月補正予算では4億円計上させていただいております。内容につきましては、道路施設の機能復旧、それから被災した道路の通行の安全確保のための二次災害予防の対策。そういったもので、より安全安心に通行できる対策として活用したいと考えております。具体的に言いますと、災害復旧事業の対象とならないような、落石防護柵の更新ですとか新設、それから小規模な法面のみの対策、ロックネットとかコンクリート吹付けの小規模なものといった修繕工事、それから落石防護柵の裏側にたまった土砂の除去ですとか、側溝にたまった土砂の除去といった維持的な対応のもの、こういったものを実施したいと考えております。

岡本委員

はい、分かりました。今終わりのほうに言ってくれたことは、あまり今までしてくれてない。正直に言うけれど。そんなものは予算は付かない、適当にやっというのが多かったのだけれど、終わりのほうに言ったことはすごく良いなと思っているのですが、特にネットのあれとか。災害なんだけれどそれをやることによって災害が防げるということにしてほしいなと思います。委員会の名前は防災だから、災害対策委員会と違う。防災対策特別委員会ということになっているので、飽くまでできるだけ防災でいってほしい。それでこの議会というか、執行率というのにちょっとこだわってしましてね。何でかという本会議で言ったことに関係はしていくのですが、農林水産部はもう聞いたからいいとして、県土整備部は県土整備委員会で言ったのか言っていないのか、分からないのだけれども、2月補正予算と当初予算に分けて、8月末くらいの執行率はいくらになっていますか。

山名砂防防災課長

岡本委員から県土整備部関係の14か月予算の8月末の執行状況について御質問を頂きました。県土整備部におきましては、県民が安全安心を実感できるように、県土強靱化加速化予算という形で計上しておりまして、計画的な発注に努めているところではございます。14か月予算における、県土整備部全体の8月末の執行状況でございますけれども、全体で、予算額に対しまして約48パーセント、154億円でございます。2月補正分が45億円、当初予算分が109億円、合計154億円となっております。

岡本委員

分かりました。農林水産部と似ていると思うのですが、農林水産部は全部で33億円だったか。それはもういいです、聞いているから。主管課長がいなくてこれ以上聞いたらいけないのだけれど、今のは県土整備部全体とか農林水産部全体の話なんだけれど、例えばこの委員会で言うのだったらですよ、防災の委員会に出ている当初予算が農林水産部が109億5,500万円、県土整備部が255億5,200万円。これも答弁はいいけれど、そこで執行率を捉えるということは大事なのだと思うのですよ。多分やっていないと思うから。今急に言っても無理だけれど。そうしたほうが良いと思います。またこれは時間を割いて、一回やってみてください。何でこんな話をするかという、分かりやすく言うと財政課はなかなか、これからの話、厳しいと思うんですよ。皆さんに言うと金が足りない。もっと言うと

人が足りないのよ。ずっと一番最初にこの防災の9月の頭に申したのは、農林水産部が32億円、県土整備部が33億5,000万円が災害よね。今回で3回目でしょ。100億円になるんですよ、これ。この9月議会で、今、災害が終わった時点で幾らになるんかという100億円ちょっと乗るかも分からない。できないよね。分かりやすく言うと。財政課は、命を守るための大規模災害基金はまあいいです。いいのだけれど、財政調整基金は45億円戻して136億円あるのよ。問題は二十一世紀創造基金なのだけれど、この議会が終わったら99億9,000万円なる。そうしたら財政課から言ったら金がないと言うのよ。そうしたら執行率が出てくる。執行率がこれだったら、予算を組んでもできないという話に財政課の立場になったら言いますよ、僕だって。でも、そんなことを言っていられないのよ。県民の災害の感情から言うと。こっちは何を言わないといけないかと言うと、人が足りないと言ってくださいよ、はっきり言って。農林水産部も県土整備部もずっと仕事が少なくなつて、技術屋さんが違う所にいるのですよ。できないよ、そんなので。だからそれはいいのだけれども、この前、本会議で言ったのは、その予算のことを言って、知事が答えたのは、政府は、今年度補正案を秋の臨時国会冒頭に提出する方針を固めていると認めていますと。議員御提案の趣旨を踏まえて、県政史上初となる今後の補正予算と、来年度骨格予算を一体的に捉えると。県政史上初は、それはすごいことなのだけれど、こっちは大分頑張らないとなかなかなのよ、本当に。それでこの前、防災の委員会で県外視察に行きました。福岡だったよね。あの時は農林の山地治山の崩壊を見に行きました。向こうは農林水産部の専門がちゃんと説明してくれました。うちはこの前言ったように、農林水産部が危機管理に誰もいない。それで、誰も行ってなかったのよね。それもおかしいと思うのよ、僕。向こうに対して失礼だと思う。だから元々こんなこともあって、危機管理部のことをあえて本会議に言いました。それもここでは言えないけれど、一応言って、それは、答弁は知事にあえてもらってないけれど。そうしてください。もう一つは予算。これはもう決意を頂かないといけないのだけれど、そういう状況になっています。財政課長もそれは分かっています。例えばですよ。西日本被災3県、あの災害の補正予算は幾らと思いますか。全部合わせて3県で2,300億円ですよ。すごい。徳島県の年間予算の半分ですよ。そんなの今もうあるじゃない。何回も言うけれど、やっぱりしっかりそこの取組をしていただいて、予算に頑張ってもらわないといけないのだけれど、知事が答弁したとおり、昨日安倍総理がしっかり言ったよね。冒頭で出すと。10月末ですよ。それに対しては今対応をしているよね。どんな対応になっているのかな。

谷本県土整備部次長

岡本委員から安倍総理の昨日の発言で、2018年度補正予算案の編成ということで2段階補正をするというお話がございました。まず、西日本豪雨と自然災害からの復旧を急ぐため、委員がおっしゃられた10月末の臨時国会を目指すと。あと、年末に向けて防災対策を盛り込んだ、切れ目のない財政出動で災害対応を万全に期すというような御発言があったと思います。県といたしましては、今現在国土交通省から情報を収集しているような状況で、まだ概要的なものは把握しておりません。しかしながら、国費の活用によりまして、安全安心対策を更に加速させるため、国の補正予算の内容、また規模についてアンテナを一段と高くしてしっかりと対応してまいりたいと考えております。

岡本委員

はい、分かりました。多分もうすぐ分かるね。もう何日かで答えが出るのだけれど、やっぱりそれは本気になって頑張ってもらいたいのと、もう一回言うけれど、財政はそういう状況なんだけれど、そんなのではいけないのよ。金がないは関係ないからね、県民から見た防災は。そういうので頑張ってもらわないといかん。部長に決意をもらわないとしょうがないな。

瀬尾政策監補兼県土整備部長

岡本委員さんから、お金はあっても人が足りないのではないかと御意見を頂きました。今回の7月豪雨の三好市に特化して、かなり大きな災害の予算が今認められようとしております。ですからそこにつきましては、事前に県土整備部の中ですけれども、他の庁舎から4名三好のほうへ兼務という形で人員も集中的に投入しているところでございます。それは局所的なことなんですけれども、今後、今もありました、この度お願いしております補正予算、また災害の復旧予算、それから先ほどありました11月の国の補正予算と、今年度は前年度プラス128億円、まだ更に今度補正ということで、委員のほうからしっかり頑張れというお言葉を頂いております。災害復旧の場合は通常の事業と違いまして、即断即決で現場で予算を決めていただいて、測量や設計は必要なのですけれども、原形復旧が原則なので、事前の手間が通常の事業よりも少なく済むということは若干あるかと思っておりますけれども、それにつきましても予算が大幅に増加ということなので、我々も気を引き締めて、また具体的には一部の業務をアウトソーシングに移すとか、事業量に見合った所へ人員の配置を図るとかをやって、本当に待ったなしの災害復旧対策に全力で取り組んでいくということを考えておりますので、なお一層の御指導御理解をよろしくお願いいたします。

岡本委員

はい、もう終わりますけれど、本当に大変だと思っているんですよ。まず、体を気をつけてくださいね。本当に疲れていると思うのだけれど、でもそんなのでは皆が困るので、本当に気を付けてしっかりこれから対応してほしいなと思います。それとこれは言うておいてだけれど、農林水産部でこの前もらった被害の分で、あの時、僕がみかんの枝折れ、梨もあつたのだけれど、みかんの枝折れ20ヘクタールは少ないよねと言ったのと、山林の倒木がこれも3ヘクタールは少ないよねと言ったら、今日見たら、何日かたっているのだけれど、両方共増えています、そこだけ。あとは全部同じです。経済委員会でもらった所をこの委員会で今見たのと同じなのだけれども、なすとかれんこんとか梨は数字は同じで、みかんは増えています。それから林道の路肩は皆同じ。山林の倒木も言った分は増えています。これ、主管課がないから言うておいてよ。山林の倒木は金額も増えているのよ。だけど農作物の被害というところは、みかんのヘクタールは増えているのだけれど、金額は増えてないから、多分これは間違いだと思う。また言うておいて、主管課がないから。これ、たまたま見たのですよ。今日出てきたものと、経済委員会の農林水産部関係の時に出てきたものとの、ちょっとなぜか若干おかしいです。

川合農林水産部長

御指摘ありがとうございます。先般、経済委員会で岡本委員からも御指摘を頂きまして、今具体的にお話を頂いたところも含めまして、全体再度、確認・精査に努めたつもりではございます。それで山林のところに关しましては、具体的にこの倒木というところの項目も精査を図りました。また、先般、十分お答えできていなかったところもあるかも知れないのですが、山林の倒木に関しては、いわゆる山腹崩壊と一緒に木が倒れていくという所もありますので、併せて御理解を頂ければと思います。全体として一応精査を図ったつもりでございますけれども、一旦これで整理をさせていただきますが、また現状については、しっかりとしていくようにしたいと思います。

島田委員長

他に質疑はございませんか。

(「なし」という者あり)

以上で質疑を終わります。

次に、請願の審査を行います。お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

請願第19号の3、ひとりひとりを大切にすゆきとどいた教育についてを審査いたします。本件について、理事者の説明を求めます。

美馬教育長

巨大地震による津波に対して子どもたちの安全な避難場所の確保をすることにつきましては、甚大な被害が想定されている南海トラフ巨大地震等に備え、児童生徒が主体的に判断し、行動する態度を育成する防災教育の推進や、津波に対して安全な避難場所の確保は、大変重要であると考えております。県教育委員会では、学校防災管理マニュアルにおいて、災害発生時に児童生徒の命を守るための指針を示して、避難・防災体制の構築を促し、教職員研修を通して、災害対応能力の向上を図っております。各学校においては、学校防災管理マニュアル及び徳島県津波浸水想定に基づき、学校防災計画を策定し、その中で各地域や学校の実情に応じて、地震津波からの避難経路や避難場所を設定しております。避難場所につきましては、児童生徒がより安全に避難するための第一次避難場所、第二次避難場所を設定し、それを踏まえての実践的な避難訓練等を繰り返し、年度ごとに学校防災計画の見直しや改善を重ねております。今後とも、南海トラフ巨大地震等に備え、児童生徒の安全確保のための事前の危機管理に努めてまいります。

島田委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。本件は、いかがいたしましょうか。

(「継続」という者あり)

(「採択」という者あり)

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立をお願いします。

(賛成者多数)

起立多数であります。

よって、本件は、継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第19号の3

これをもって、防災対策特別委員会を閉会いたします。（14時40分）